

瑞穂市告示第206号

公示送達書

次に掲げる書類は、当瑞穂市役所（市民部 税務課）に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。なお、この書類を受領されないときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定により、下記の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和8年8月10日

瑞穂市長 森 和 之



[illegible]